



平塚市下水道運営審議会の 委員を募集しています

1 募集の目的

本市の下水道事業に市民の皆様の意見を反映させるため、委員を公募します。下水道運営審議会は、下水道の運営に関する必要な事項について審議するために設置された機関です。現在、委員は市議会議員2人、学識経験者3人、排水設備を設置すべき者又は使用者6人の計11人で構成されています。

2 審議する内容

- (1) 公共下水道・農業集落排水処理施設の使用料に関すること
- (2) その他市長が下水道の運営管理について必要と認める事項

3 開催実績

令和5年度 下水道事業経営戦略の進捗状況報告、公共下水道使用料の検証報告について、1回の審議会を開催しました。

令和6年度 下水道事業経営戦略の進捗状況報告、公共下水道使用料の検証報告、総合浸水対策第3次実施計画および下水道施設耐震長寿命化計画の報告、下水道整備事業に係る下水道事業分担金について（諮問）、2回の審議会を開催しました。

4 募集人数

排水設備を設置すべき者又は使用者 2人以内

5 応募資格

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記録されている方で、かつ、引き続き1年以上本市に居住している方
- (2) 平塚市公共下水道若しくは平塚市農業集落排水処理施設の供用が開始された区域又は今後供用開始を予定している区域に居住している方
- (3) 委嘱日現在、18歳以上75歳以下の方。ただし、高校生を除く。
- (4) 本市の職員及び議員でない方
- (5) 平塚市下水道運営審議会の公募委員の職に就いたことのない方
- (6) 他の附属機関の委員でない方
- (7) 平日に開催される審議会に出席できる方
- (8) 平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第2条第4号に規定する暴力団員等でない方

裏面もご覧ください

6 任期

委嘱の日から2年間とします。(令和7年7月1日から令和9年6月30日まで)
なお、審議会は年間3～4回程度、平日に開催する予定ですが、審議内容により増減することもあります。

7 報酬

審議会開催の都度、本市「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の規定に基づき支払います。令和6年度は11,300円(所得税含む)でした。

8 応募方法

「平塚市下水道運営審議会公募委員申込書」に必要事項及び応募の動機(800字程度)を記載し、平塚市土木部下水道経営課へ郵送、電子メール、FAXで送付、または下水道経営課窓口(市役所本館6階D616番窓口)に御持参ください。e-kanagawa 電子申請による応募も可能です。

9 応募期間、提出先・問合せ先

(1) 応募期間 令和7年3月24日(月)～4月23日(水)午後5時まで【必着】
※郵送の場合、令和7年4月23日(水)消印有効

(2) 提出先・問合せ先

平塚市土木部下水道経営課総務担当 市役所本館6階D616番窓口
午前8時30分～午後5時(月曜日～金曜日)

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号

電話：0463-21-8786(直通) FAX：0463-21-9605

電子メール：gesuikieiei@city.hiratsuka.kanagawa.jp

e-kanagawa 電子申請でのお申込みは [こちらから](#)

10 選考

委員の選任にあたり「選考委員会」を設置して、提出された申込書を基に書類審査を実施し選考します。選考結果については、応募者に書面で通知します。また、同じ団体に所属している方が、平塚市下水道運営審議会の公募委員として2人以上が委員となることはできません。

11 その他

申込書は、平塚市のホームページにも掲載しておりますので、ダウンロードが可能です。

アドレス https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/machizukuri/page-c_02139.html